

確認検査業務約款		頁 No.1 / 4
		CRO2-10
1999年5月6日制定	2015年8月6日改訂	2015年8月6日施行

(責務)

- 第1条 建築主、設置者又は築造主（以下「甲」という。）及び一般財団法人 日本建築センター（以下「乙」という。）は、建築基準法（以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び「確認検査業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。（ほ）（へ）
- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 4 甲は、別に定める「確認検査業務手数料規程」に基づき算定され、引受承諾書に定められた額の手数料を、第3条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
- 6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
- 7 甲は、乙の確認業務において、乙が甲に対し法第6条の2第4項の規定による適合するかどうかを決定できない旨の通知書を交付した場合であって、申請書並びにこれらに添えた図書及び書類（以下「申請書等」という。）に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。以下同じ。）がある場合に期限を定めて申請書等の補正を求めたとき又は申請書等の記載事項に不明確な点がある場合に期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。（ほ）（へ）（ち）
- 8 甲は、乙の完了検査業務において、乙が甲に対し建築基準法施行規則第4条の3の2の規定による検査済証を交付できない旨の通知書を交付し、期限を定めて追加説明書の提出を求めたときは、遅滞なく必要な措置をとらなければならない。（ほ）（ち）

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。
- (1) 確認業務 引受承諾書に定める日（ほ）
 - (2) 中間検査業務 引受承諾書に定める中間検査予定日の翌日
 - (3) 完了検査業務 引受承諾書に定める日（い）
 - (4) 仮使用認定業務 引受承諾書に定める日（り）
- 2 甲は、対象建築物等が判定を要する建築物等であって、甲が判定機関等から前項1号の日までに法第6条の3第5項に規定する通知書の交付を受けた場合は、すみやかに判定機関等からの通知内

確認検査業務約款		頁 No.2 / 4
		CR02-10
1999年5月6日制定	2015年8月6日改訂	2015年8月6日施行

- 容を乙に通知する。この場合、当該通知書に記載された期間、前項1号の日を延期する。(ほ)(ち)
- 3 乙は、前条第7項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から当該申請書等の補正が行われた日又は追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項1号の日を延期する。(ほ)(ち)
 - 4 乙は、前条第8項の場合、乙が甲に対し同項の通知書を交付した日から追加説明書の提出を受けた日までの期間、第1項3号の日を延期する。(ほ)
 - 5 乙は、甲が前条第5項及び第6項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。(ほ)(ち)
 - 6 乙は、甲が前条第7項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の確認業務を完了する。(ほ)(ち)
 - 7 乙は、前条第7項の適合するかどうかを決定できない旨の通知書を、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求めずに交付した場合、その時点で乙の確認業務を完了する。(ほ)(ち)
 - 8 乙は、甲が前条第8項に定める期限内に必要な措置をとらなかった場合、その時点で乙の完了検査業務を完了する。(ほ)(ち)

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

- (1) 確認の申請手数料 前条第1項第1号に定める確認業務の業務期日の前日
- (2) 中間検査の申請手数料 引受承諾書に定める中間検査予定日の前日
- (3) 完了検査の申請手数料 引受承諾書に定める完了検査予定日の前日
- (4) 仮使用認定の申請手数料 引受承諾書に定める仮使用検査予定日の前日 (り)

(確認審査中の計画変更)

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、速やかに当該確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙に確認を申請しなければならない。(ほ)

- 2 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとし、次条第5項及び第6項を適用する。(ほ)

(甲の解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条第1項の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない

確認検査業務約款		頁 No.3 / 4
		CR02-10
1999年5月6日制定	2015年8月6日改訂	2015年8月6日施行

とき

- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(乙の解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、第3条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(計画の特定行政庁への通知)

第7条 乙は、この契約を締結した後、対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

- 2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

(秘密保持)

第8条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。(に)

確認検査業務約款		頁 No.4 / 4
		CR02-10
1999年5月6日制定	2015年8月6日改訂	2015年8月6日施行

(結果に対する乙の責任) (へ)

第9条 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求することができる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明したときは、この限りでない。(へ)

- (1) 甲の提出図書に虚偽の記載があったことその他甲の責めに帰すべき事由。
- (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
- (3) 前各号のほか、乙の責に帰することができない事由。

2 前項の請求は、業務期日から5年以内に行わなければならない。(へ)

3 甲は、第1条に規定する業務の結果の判定に誤りがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を業務期日から6ヶ月以内に乙に通知しなければ、追完及び損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がその誤りがあることを知っていたときは、この限りでない。(へ)

4 第1項の請求額の上限は、申請手数料の10倍までとする。(へ)

(別途協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(準拠法と紛争の解決)

第11条 本契約は、日本国法に準拠するものとする。

2 本契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

3 本契約に関する一切の紛争に関して、東京(本部)で申請を受理したものについては東京地方裁判所を、大阪事務所で申請を受理したものについては大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。(と)